

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 4 月 1 日から 25 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 26 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで

申立期間①については、当該期間のうち、昭和 23 年 8 月 1 日までは別の事業所の厚生年金保険被保険者となっているが、私は、当該期間において A 県 B 課に在籍し、C 事業所で普及員として勤務していた。

申立期間②については、D 事業所（名称は、その後、E 事業所、F 事業所に変更）で G 職種として勤務していた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「A 県 B 課に在籍し、C 事業所で普及員として勤務していた。」と申し立てているところ、A 県総務管理部総務事務センターが保管する申立人の履歴書から、申立人は、当該期間のうち、昭和 23 年 4 月 30 日から 24 年 3 月 31 日までの期間は A 県 H 部 I 課及び B 課、同年 8 月 15 日から 25 年 3 月 31 日までの期間は A 県 H 部 B 課に勤務していたと認められる。

しかしながら、オンライン記録において、A 県 H 部 I 課及び B 課は厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない上、申立人が氏名（名字のみを含む。）を記憶している元同僚 4 人についても、当該期間における厚生年金保険の加入記録を確認することができない（元同僚 4 人のうち 1 人には、申立人と同様、当該期間のうち、昭和 23 年 8 月 1 日までの期間については、ほかの適用事業所に係る被保険者記録がある。）。

また、A 県総務管理部総務事務センターは、「C 事業所が A 県の組織であったかは不明である。資料が無いため、厚生年金保険料の控除については不

明である。申立人の履歴書には、昭和24年4月1日から同年8月14日までの期間については、『J大学K部L科に於いて研究に従事』と記載されており、A県の職員として在職していたことが確認できない。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、A県総務管理部総務事務センターが保管する申立人の履歴書から、申立人は、当該期間のうち、昭和26年4月1日から30年4月30日までの期間において、D事業所及びE事業所で勤務していたと認められる。

しかしながら、オンライン記録において、D事業所及びE事業所は厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない上、申立人が氏名を記憶している元同僚4人についても当該期間に係る厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

また、A県総務管理部総務事務センターは、「資料が無いため、厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、当該期間のうち、昭和30年5月1日から33年4月1日までの期間について、A県総務管理部総務事務センターは、「申立人の履歴書から、昭和30年5月1日から33年4月1日までの期間について、申立人がA県の職員として在職していたことが確認できない。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

加えて、申立人は、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。